

第 8 3 号議案

品川区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 9 日

品川区長 濱 野 健

品川区立保育所条例の一部を改正する条例

品川区立保育所条例（昭和 3 6 年品川区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 1 の部品川区立東大井保育園の項中「品川区東大井一丁目 2 2 番 1 6 号」を「品川区東大井三丁目 4 番 4 号」に改め、同表 3 5 の部品川区立八潮北保育園の項中「品川区八潮五丁目 8 番 4 1 号」を「品川区八潮五丁目 1 番 3 号」に改め、同表 3 6 の部品川区立八潮西保育園の項中「品川区八潮五丁目 4 番 1 6 号」を「品川区八潮五丁目 8 番 4 1 号」に改める。

付 則

この条例中別表 3 5 の部品川区立八潮北保育園の項の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、同表 3 6 の部品川区立八潮西保育園の項の改正規定は同年 5 月 1 日から、同表 1 1 の部品川区立東大井保育園の項の改正規定は同年 9 月 1 日から施行する。

（説明）東大井保育園、八潮北保育園および八潮西保育園の所在地を変更する必要がある。